広報
かつらお 9
2012
No. 375

夏祭りで元気に

避難生活２年目の夏を迎えた８月 12 日に夏祭りが行われました。

お目当ての水風船を釣り上げることは出来たかな？

（詳しくは、19 ページに掲載）

主　な　内　容

住民説明会・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2 ～ 9
むらの話題・・・・・・・・・・・・・・・・・・P18 ～ 21
放射線モニタリング測定値・・・・・・・・・P23

住民説明会開催

2012. 8. 5

８月５日、葛尾村住民説明会が田村市で開催されました。
当日は、「除染・区域見直し・賠償」について、午前と午後２回に分けて説明が行われました。
住民の皆さまの関心も大変高く、約６００名が参加しました。
説明会には、吉田泉復興副大臣をはじめ、関係する国の担当者らが出席しました。

村民の皆さまへ

全村避難をして、1年5カ月になります。皆さまには、仮設住宅や借上げ住宅などに居住し、先が見えない不自由な生活を余儀なくされていることを、大変心苦しく思っております。

村は、本年3月、国に対し「除染・賠償・区域の見直し」について、セットで村民への説明を行うよう要請し、国から一定の方針が示された後に、皆さまへの説明会を開催する方針でおりました。

その後、「除染・賠償・健康管理」など、双葉郡共通の重要課題であることから、双葉郡が一体となって取り組むこととなり、これまで、双葉8町村に県が加わり、国と県、町村長との協議及び事務レベルの協議を行ってまいりました。

中でも賠償については、住民の生活再建に関わる重要な事項であることから、多くの時間を費やした結果、国の賠償に関する方針の公表が、本年7月20日となり、本村の住民説明会の開催も、当初予定していた時期から大幅に遅れ、本日に至った次第です。

本日は、国と葛尾村が共催という形で、午前と午後2回に分け、説明会を開催し、国の担当者による除染・区域の見直し・賠償について、それぞれ詳細な説明を頂きます。

葛尾村長
松本允秀

村としても、本日の説明を皆さんと一緒に聞き、情報を共有した中で、今後の復興に取り組んで参りたいと思います。

吉田泉復興副大臣

昨年3月の東日本大震災の発災以来、葛尾村の皆さまには大変なご不便とご迷惑をお掛けしていることに、心よりお詫び申し上げます。

政府の一員として一刻も早くふるさとに戻って頂けるように全力を尽くして参りたいと思います。

今年7月には、関係自治体と数か月にわたり議論が行われていた福島復興再生基本方針と賠償の基準が公表され、福島の復興に向けた大きな転換点を迎えたと考えています。

今回の賠償基準は、避難指示区域の見直しを踏まえたものになるため、避難指示区域の見直しが前提となりますが、政府が一方的に見直し決定するのではなく、皆さまの意見を十分に伺った上で、自治体ともよく相談しながら丁寧に進めていきたいと考えております。

これに加え、除染・インフラ復旧・産業振興や、葛尾村の主な産業である農業の再生も福島の復興再生に向けては重要な課題であるので、政府一丸となり、責任を持って取り組んでいき、今日の説明会は皆さまの率直なご意見を伺う貴重な機会でありますので、忌憚（きたん）のない様々なご意見を頂き、今後の福島の復興・再生に向けた様々な施策に反映していきたいと思っています。

国による説明

【除染について】

○放射性物質を消す薬はなく、放射性物質を「取り除く」（除去）、「さえぎる」（遮へい）、「遠ざける」ことを除染といいます。

○放射線物質汚染対処特措法に基づく基本方針にのっとり、国として責任を持って除染に取り組みます。

○除染の基本方針は、追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満である地域は、長期的な目標として、追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となることを目指し、年間20ミリシーベルト以上である地域については、その地域を段階的かつ迅速に縮小することを目指します。

さらに、年間50ミリシーベルトを超える地域では、他の市町村も含めて除染モデル実証事業を実施し、その結果等を踏まえて対応の方向性を検討します。

○除去した土壌は、安全に収集・運搬、仮置きし、その後、逐次、中間貯蔵施設に搬入します。

○現在、先行除染として、本格除染を実施するための拠点となる施設の葛尾中学校、みどり荘周辺を除染しています。

○葛尾村における除染スケジュールは下図のとおりで、平成24年度は、年間50ミリシーベルト未満の地域全域の農地の除草を行い、平成25年度は、年間50ミリシーベルト未満の地域全域の除染を行います。

○除染行程の一連の流れについては、土地・建物ごとの除染の実施計画を作成後に、土地、建物の調査、敷地立ち入りの了解を得て、除染方法の提示に同意していただいたところから実施する予定です。除染終了後も継続してモニタリングしていきます。

○除染の方法は、建物等については、堆積物の除去や拭き取り（又はブラシ洗浄）や高圧水洗浄などで、庭等の芝地や植栽（常緑樹）や舗装面などについては、線量によって方法を変えて除染を行います。

○農地等の除染については、平成25年度に全て行いますが、現在はその特性を踏まえた除染等の措置方法等について検討中で、別途相談させていただきます。

葛尾村における除染スケジュール

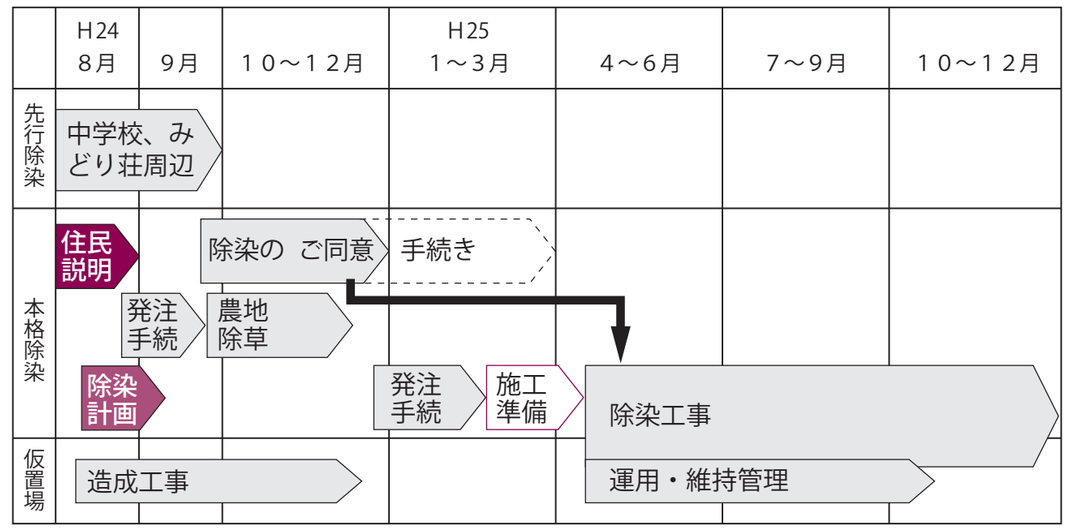

除染

【区域見直しについて】

○避難指示区域の見直しの設定基準について、3つの区域に再編することを政府として考えています。

1つめの**「避難指示解除準備区域」**は、1年間で20ミリシーベルト以下、1時間当たり3.8マイクロシーベルト以下の区域。

2つめの**「居住制限区域」**は1年間で20ミリシーベルト超50ミリシーベルト以下、1時間当たり3.8マイクロシーベルト超9.5マイクロシーベルト以下の区域。

3つめの**「帰還困難区域」**は5年経っても年間20ミリシーベルト以下にならない水準で、年間50ミリシーベルト超、1時間当たり9.5マイクロシーベルトを超える区域です。

○使用データについては、面的に一定範囲の平均線量を測定するのに適している航空機モニタリングで測定した数値を使用します。

○区域見直しの単位については行政区又は字単位で設定します。

○避難指示の解除は、線量のみならず、生活に必須なインフラや生活関連サービスがおおむね復旧し、除染作業が進ちょくした段階で、村との十分な協議を踏まえて実施します。

○「避難指示解除準備区域」では、一時立入りの柔軟化、一部事業の再開が認められます。

○「居住制限区域」では、線量が年間20ミリシーベルトを超えるので、放射線量の配慮が必要にはなりますが、一時立入りの柔軟化、インフラ復旧に取り組んでいきます。

○「帰還困難区域」では年間50ミリシーベルトを超えるため、また防犯上の必要もあり、バリケードなどの物理的な防護措置をとります。

また、これまで通りの一時立入りやスクリーニングを実施し、立ち入りの際は、個人線量管理や防護装備の着用を徹底します。

○避難指示が続いている間は、避難に伴う賠償や、避難に伴う支援策も継続されます。

区域見直し

賠償

【賠償について】

○新しい賠償基準の方針は、①避難を余儀なくされている被害者の方々が、生活再建できるような賠償の枠組みとし、②生活再建のためには、早期にまとまった資金が必要となることが多いと考えられることから、本賠償において、従来の3ヶ月毎の請求に加え、賠償金の一括払いを用意し、③事業再開、就労再開にも配慮した賠償金の支払いをすることです。

○不動産（住宅・宅地）に対する賠償の基本的な考え方は、次のとおりです。

(1)「帰還困難区域」においては、事故発生前の価値の全額を賠償し、「居住制限区域」・「避難指示解除準備区域」は、事故時点から6年で全損として、避難指示の解除までの期間に応じた割合分を賠償します。

※住制限区域・避難指示解除準備区域において、避難指示の解除時期に応じた割合分は次のとおり。

事故時点から6年経過で全損、5年経過で6分の5、4年経過で6分の4、3年経過で半額（6分の3）、2年経過で6分の2となる。

(2)解除の見込み時期までの期間分を当初に一括払いをすることとし、実際の解除時期が見込み時期を超えた場合は、超過分について追加的に賠償を行うこととする。

※解除の見込み時期は、市町村の決定があればそれを踏まえて決定することとしているが、事前に特別な決定がない場合は、「居住制限区域」であれば事故時点から3年、「避難指示解除準備区域」であれば事故時点から2年を標準とする。

○事故発生前の価格の算定については、次のとおりです。

(1)土地（宅地）については、固定資産税評価額に1・43倍の補正係数をかけて事故前の時価相当額を算定する。

(2)建物（住宅）については、固定資産税評価額を元に算定する方法と、建築着工統計に基づく平均新築単価を元に算定する方法を基本とし、個別評価も可能とする。

(3)住宅について、早期に修繕等を行いたいという要望も強いことから、基準公表後、建物の床面積に応じた修復費用等を速やかに先行払いすることとする。具体的には、登記されている個人所有の建物について、当該床面積に比例した金額（1㎡当たり1・4万円）を支払うこととする。

○事業用不動産や償却資産、田畑、森林等については、その収益性は営業損害の賠償に反映することを基本とし、加えて、資産価値についても別途賠償を行うこととするが、適切な評価方法については継続して検討する。

○家財に対する賠償については、次のとおりです。

(1)家族構成に応じて算定した定額の賠償とし、「帰還困難区域」は、避難指示期間中の立入などの条件が異なり、家財の使用が大きく制限されること等から、「居住制限区域」・「避難指示解除準備区域」と比較して一定程度高くなる設定とする。なお、居住制限区域・避難指示解除準備区域は立入回数がより多くなるという前提で、立入に要する費用を算定し、一括払いを行う。

(2)損害の総額が定額を上回る場合には個別評価による賠償も選択可能とする。

○営業損害・就労不能損害に対する賠償は、次のとおりです。

(1)営業損害、就労不能損害の一括払いは、従来の一定期間毎における実損害を賠償する方法に加え、一定年数分の営業損害、就労不能損害を一括で支払う方法を用意する。具体的には、農林業は5年分、その他の業種は3年分、給与所得については2年分とする。

(2)営業損害及び就労不能損害の賠償対象者が、営業・就労再開、転業・転職により収入を得た場合、一括払いの算定期間中の当該収入分の控除は行わない。

(3)帰還して営農や営業を再開する場合、その際に必要な追加的費用に加え、一括払いの対象期間終了後の風評被害等についても別途賠償の対象とする。

○精神的損害に対する賠償は、次のとおりです。

(1)2012年6月以降の精神的損害について、「帰還困難区域」で600万円、「居住制限区域」で240万円（2年分）、「避難指示解除準備区域」で120万円（1年分）を標準とし、一括払いを行う。

(2)「居住制限区域」、「避難指示解除準備区域」について、解除の見込み時期が(1)の標準期間を超える場合には、解除見込み時期に応じた期間分の一括払いを行う。その上で、実際の解除時期が標準の期間や解除の見込み時期を超えた場合は、超過分の期間について追加的に賠償を行うこととする。

○主な請求受付スケジュール（予定）は、次のとおりです。

(1)2012年3～5月分の賠償受付は、6月21日より請求受付中。

(2)住宅の修復費用等に係る賠償の先行支払いは、7月31日より、東京電力より請求書類を発送し、受付開始。

(3)今回示された賠償基準に係る請求書類発送と受付については、準備が整い次第、請求書類を発送する。開始時期は別途お知らせします。

政府が公開した葛尾村の放射線量図

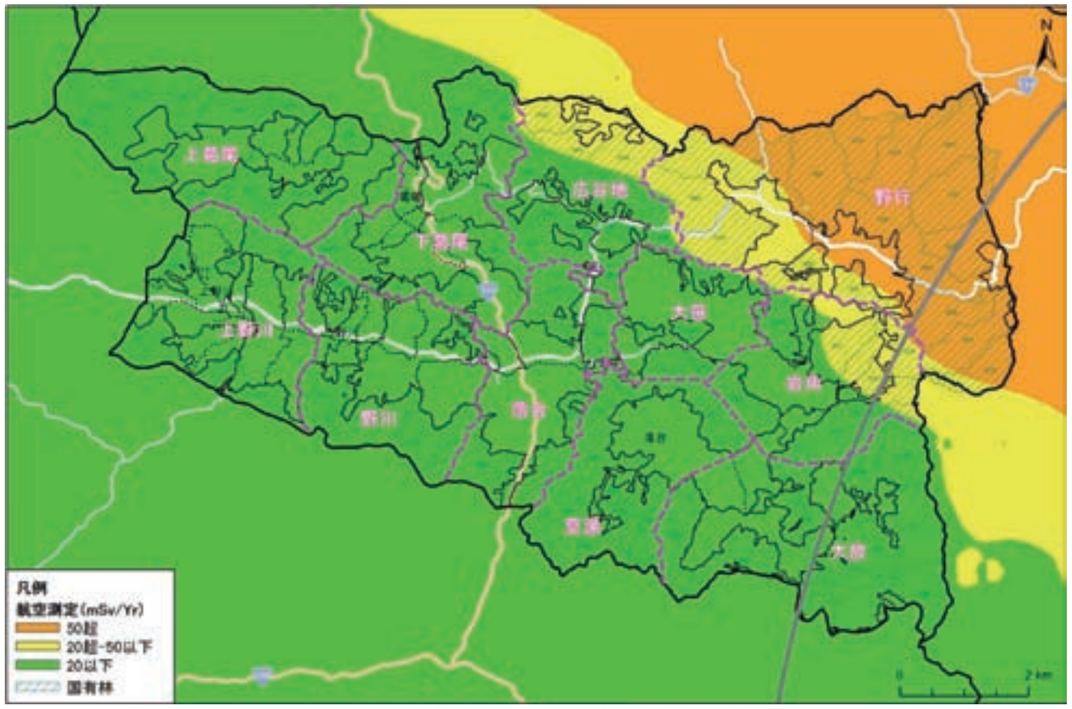

２０１２年３月３１日時点の線量分布（昨年１１月の航空機モニタリング結果を基に予測）

質疑応答

【除染】

Q1 森林全体の除染は不要との報道があったが、葛尾村の7～8割が森林なので、除染をやるべきではないか。

A1 除染については、法律に基づき、まずは住居などの生活環境を優先して進め、森林については、住居等の近隣の森林の除染を進めていくこととしています。

一方、森林における放射性物質の挙動に関する知見はいまだ不明確な部分も多いことから、住居等近隣以外の森林の除染についてどのような方針とするか、現在、有識者からなる検討会を開催し、具体的なデータを示しながら議論している途中です。一部報道で、政府の判断として森林全域の除染は実施しないとの情報が伝わっておりますが、現時点で結論を得たわけではありません。

Q2 飲料水に沢水を引いているが大丈夫か？

A2 簡易水道で、沢水をろ過して生活水とする場合の放射性物質の除去については、適切な浄水方法にかかる技術的助言を行うこととしています。水道施設の整備への補助としては、病原性原虫による汚染に対処するためのろ過施設等を対象としており、このろ過施設であれば、放射性物質を含む濁質の除去にも効果があると考えています。

葛尾村についても、今後区域見直しが行われ、住民の帰還が近づいた際には、村からの要望を伺いつつ、帰還・復興を支援するためのモニタリングについて検討してまいります。

Q3 農地の除染について、線量が下がっただけでは意味がない。除染もいろいろやり方があるが、表土を剥ぎ取って、客土をして元に戻していただきたい。

A3 農用地の除染については、農業生産を再開できる条件を回復させる点に配慮したいと考えています。農用地の基本的な除染の方法は、現在農水省と環境省との間で検討中です。基本的な除染方法が決まり次第、関係機関と連携して、各農地の特性を踏まえた除染等の措置の方法等について検討したうえで、除染等の措置を実施したいと思います。

Q4 賠償金が支払われたら、除染はしないのか。

A4 賠償金が支払われても除染は行います。また、除染をしたから賠償金が支払われないということもありません。いずれにしても、個別の事例についてはご相談いただきたいと考えております。

Q5 屋内の除染も行うのか。

A5 屋外の除染を行えば、一般的に屋内の線量も下がります。地震による住居の損壊や動物の屋内侵入のために、屋内に汚染源がみられる場合もありますが、除染は、基本的に屋外の空間線量を下げることであり、屋内の除染は個別の賠償請求により行っていただくことになります。

Q6 高圧洗浄は、周りに放射性物質がダストとして飛び散ることが懸念される。

A6 洗浄によるダストの空中への飛散については、文科省でダストモニタリングの状況を公表しており、福島第一原発から追加的に降ってくるダスト、あるいは除染作業で飛散しているダストについては、不検出あるいはきわめて小さい値となっています。

外壁などはなるべく飛散しないようブラッシングや拭き取りを採用します。舗装面など高圧水洗浄を行う場合は、除染に使用した水は回収し、放射性物質の確認を行った上で放流します。また、除染作業も拡散しないよう上から下へ、上流から下流へと進めていきます。

除染方法については、分かりやすいパンフレットも準備しているところです。

Q7 除染に伴う除去土壌等の発生量はどの程度か。中間貯蔵までの流れが知りたい。

A7 現在調査を行っており精査中ですが、概算では、土壌及び廃棄物で60万立方メートルを見積もっています。これでは受入容量は足りないと考えているため、可燃物の減容化を検討していかなければなりません。

仮置き場に置いた除去物は、中間貯蔵施設へ持ち出します。

【区域見直し】

Q8 現在の線量基準である20ミリシーベルトの科学的根拠は何か。

A8 避難指示の基準である年間20ミリシーベルトは、国際放射線防護委員会（ＩＣＲＰ）などの国際機関の考え方を基本に、「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ」を設け、放射線防護に関する内外の専門家の意見も踏まえつつ、住民の安心を最優先し、ＩＣＲＰが勧告する年間20ミリシーベルトから１００ミリシーベルトの範囲のうち、最も厳しい値に相当する年間20ミリシーベルトを避難指示の基準として採用しました。

Q9 岩角行政区については、1／3が居住制限区域相当だが、区域の設定で住民が多く住んでいる地域に合わせて避難解除準備区域にするということになると、居住制限区域相当に住んでいるのではないか。

A9 区域見直しにおいては、地域のコミュニティに配慮して字や行政区単位を用い、当該地区の大半を占める放射線量に基づき3つの区域に再編することとしています。

また、区域の一部で空間線量が高いところがある場合には、除染により線量を下げていくこととしています。

なお、解除に当たっては、線量の状況を見極め、その他生活環境など地域の実情を十分に考慮し、村としっかりと協議した上で行うこととしていきます。

Q10 子供の学校の関係など、避難解除されてもすぐ帰ることはできない。避難指示を解除する目的を教えてほしい。

A10 1年以上に及んで立入りが制限されていた区域であり、区域見直し後、すぐに帰還できる状況にないことから、避難指示は継続され、賠償だけでなく、避難に伴う支援策についても継続されます。区域見直しの実施は、皆さまがすぐにお戻りいただけるということではなく、避難されている方々が、少しでも早くふるさとに戻ることができる生活環境を整えるための第一歩です。

また、避難指示解除準備区域や居住制限区域になった区域については、住民の皆さまがふるさとに帰るためのインフラ復旧など様々な復旧・復興に向けた取組が加速されます。

このため、線量に応じた区域見直しが必要であると考えられます。

【賠償基準】

Q11 精神的損害について、避難指示解除の期間が延びた場合に追加的に支払うのではなく、避難指示解除準備区域も2年分を一括払いで対応して欲しい。

A11 避難指示解除準備区域においては、標準期間は1年ですが、村で帰還の時期を決定すれば2年でも一括で支払えます。

Q12 不動産の賠償について、葛尾村では登記していないところが多いが、何を基準に算定するのか。

A12 家屋では、先行払いと本賠償がありますが、先行払いでは不動産登記情報にて迅速に対応させていただきます。

本賠償の時は固定資産台帳等、他の方法も含めた対応を行いたいと考えております。

Q13 避難指示区域の見直しで賠償金額が変わるのはおかしい。統一して欲しい。

A13 財物賠償については、避難指示がかかっている期間、当該区域の土地や建物を使用できなくなる被害への賠償として実施されるものです。そのため、今般策定した賠償基準では、避難指示解除までの期間に応じて賠償金を支払うこととしたものであり、ご理解いただきたいと思います。

一方で、区域の見直しと財物の賠償がリンクしていることについて、ご指摘のように地域の皆様が様々な思いを持ちうることは理解しております。そのため、避難指示の解除時期については、放射線量だけでなく、インフラの復旧や除染の進捗状況のほか、地域の生活環境等の復旧の状況を総合的に判断したうえで、市町村と十分に調整し、意向をくんで決定することとしています。

なお、財物賠償とは異なりますが、実際に避難指示が解除された後も、被害者の方々が抱かれる不安など精神的な損害に対しても、一定期間賠償を継続することとしており、これらも含めて、被害者の方々の実情を踏まえた賠償を心がけたいと考えております。

【村と国の復興計画について】

Q14 今後の村の復旧・復興には復興庁の活躍が必要不可欠。地元の話を復興庁がとりまとめ、それに各省庁が協力していくべき。縦割りにならない形で事業を行い、環境省の除染計画等に反映して頂きたい。村で策定した復興計画を国の計画にも反映し、住民に寄り添った計画を作って頂きたい。

A14 復興庁福島復興局を窓口として各省庁につなぎ適切に対処していきたいと思います。

復興の主役は村であり、村が策定した復興計画を後押しできるように国も一緒に努力して参ります。

平成２４年１０月１日から、

「国民健康保険証または後期高齢受給者証」と「一部負担金免除証明書」の提示が必要となります！

国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入されている方の医療費一部負担金について、これまでは医療機関の窓口で、被保険者証のみの提示で免除を受けることができましたが、平成２４年１０月１日からは、被保険者証と一緒に「**一部負担金免除証明書**」の提示が必要となります。

平成２４年９月末日までに、「一部負担金免除証明書」を郵送いたしますので、平成２４年１０月１日以降に医療機関を受診する際は、医療機関等窓口に被保険者証と一緒にご提示ください。

従　来		平成２４年１０月１日から
国民健康保険証 または 後期高齢受給者証	→	国民健康保険証または後期高齢受給者証 と 一部負担金免除証明書

問　住民生活課　健康福祉係　☎０２４７－６１－２８５０

平成２４年１０月１日から、

子どもの医療費助成の対象年齢が拡大されます

村では現在、０歳から１５歳（中学３年生）までの医療費を助成する、「乳幼児医療費助成事業及び子ども医療費助成事業」を実施してます。

平成２４年１０月１日より、福島県助成事業に伴い、子どもの健康を守り、安心して子どもを生み、育てやすい環境づくりを進めるため、子どもたちが安心して医療が受けられるように、子育て支援策として、１８歳まで（１８歳に達する年度の３月末日まで）拡大します。

■国民健康保険加入者の方

医療機関の窓口に、国民健康保険被保険者証を提示していただければ、一部負担金については、無料で受診できます。（手続き等は特に必要ありません。）

対象者には、新しい被保険者証を９月末までに簡易書留で郵送いたします。

※平成２５年２月２８日までは、**「国民健康保険一部負担金等免除証明証」**を被保険者証と一緒に医療機関等窓口に提示してください。

■社会保険加入者の方

社会保険加入者については、今回の制度改正により**再度申請**していただくようになります。

なお、詳細については、個別に通知いたします。

申請場所　住民生活課　住民生活係

申請期間　平成２４年９月３日（月）～平成２４年９月２１日（金）
午前８時３０分～午後５時まで（土、日、祝日を除く）

持 参 物
- 事業所証明済みの「子ども医療費受給資格登録申請書」
- 一部負担金等免除証明証
- 受給者の保険証
- 印鑑
- 保護者の通帳

問　住民生活課　住民生活係　☎０２４７－６１－２８５０

司法書士に相談してみませんか

月２回、司法書士による相談会を開催しています。
一人で悩まず郡山総合相談センターへお電話を。
予約制となりますので事前に電話で予約をお願いします。

郡山総合相談センター　☎０２４－９４６－５５５６（予約制）

■相談内容
- ○相続・贈与・売買等による土地建物の登記
- ○会社の設立及び役員の変更の登記
- ○金銭の賃借・債務整理
- ○成年後見人の選任
- ○原発による損害賠償請求
- ○その他震災による法律問題等

■相談料金　無　料
■開 催 日　毎月第１・第３水曜日（午後６時～午後８：３０まで）
■場　所　郡山市労働福祉会館
〒 963-8014　郡山市虎丸町７番７号

被災された障がい者のみなさまへ

東日本大震災で被災された福島県内の障がい者の皆さまに対し、必要な情報の提供やさまざまな相談を受け付けています。

■相談内容

避難先での生活について	将来の生活について
福祉サービスについて	医療関係について
教育や療育について	就学について
原発賠償について	その他の相談について

■相談方法

電話やメールでの相談のほか、センター内での相談、自宅に訪問しての相談も可。

■相談受付時間

平日　午前８時３０分～午後５時３０分
※あいえるの会・希望の杜福祉会は、夜間・土日祝日、電話対応します。

■相談支援事業所

地　区	所　在	電話番号等
県中・県南 特定非営利活動法人 あいえるの会	〒963-8025 郡山市桑野１-５-17　深谷ビルB棟101号 「JDF被災地障がい者支援センター」内	TEL　024-983-7646（夜間・休日転送） FAX 024-925-2429 メール　hisaichisoudan@cameo.plala.or.jp
会　津 特定非営利活動法人 あいえるの会	同　上	TEL　090-1367-6854 FAX 024-925-2429 メール　aizu.ilnokai@gmail.com
県　北 社会福祉法人 牧人会	〒969-1301 安達郡大玉村大山字狐森29-1 福島県あだち地域相談センターあだたら	TEL　0243-48-3111 FAX 0243-48-3115 メール　soudansienadatara@gmail.com
県　北 社会福祉法人 陽光会	〒960-8254 福島市南沢又字水門下160-1 清心荘指定相談支援事業所	TEL　024-591-2190 FAX 024-591-3472 メール　seisinsou-soudansien@youkoukai.jp
い わ き 社会福祉法人 希望の杜福祉会	〒970-8026 いわき市平字堂ノ前2 「相談支援事業所ふくいん」内	TEL　080-6050-1134 FAX 0246-22-1233 メール p_s_kyouka@kibounomori.or.jp
南 相 馬 社会福祉法人 福島県福祉事業協会	〒975-0032 南相馬市原町区桜井町1-77-2 相談支援相馬事業所	TEL　0244-24-3553 FAX 0244-24-3527 メール nomaoi-hg@lake.ocn.ne.jp
相　馬 特定非営利活動法人 ひまわりの家	〒976-0042 相馬市中村字大町30 相談支援事業所陽だまり	TEL　0244-36-8711 FAX 0244-36-8711 メール himawarinoie-b@taupe.plala.or.jp

住民生活課

内部被ばく検査の実施について

村では、災害復興支援放射能対策研究所（ひらた中央病院）でホールボディカウンタによる内部被ばく検査ができるよう協定を結んでいます。

検査を申し込まれる方は、希望日時を住民生活課健康福祉係まで電話等でご連絡ください。

検査費用

①子ども（4歳以上18歳以下）　無料

②19歳以上　6，000円

ご注意

・検査場所へは、各自移動願います。

・結果は、約1ヶ月後郵送されます。

・検査費及び交通費については東電の賠償請求の対象になります。

問 健康福祉係
☎ 0247―61―2850

ひらた中央病院
〒963―8202
石川郡平田村上蓬田字大隈30番地
☎ 0247―55―3333

平成24年度葛尾村敬老会

多年にわたり、地域社会のために尽力された高齢者の皆様の長寿を祝う、村の敬老会を行ないます。ぜひご出席ください。

日時　9月13日（木）
午後2時より

場所　三春町町民体育館

招待通知は75歳以上の該当者となります。送迎車については、左記のとおり運行いたします。

当日は、講演会を予定しています。

マイクロバス等運行予定表

仮設団地	送迎時刻
貝山	12:30
中妻分館前	13:35
狐田	12:30
鷹巣瀬山	13:10
旧中郷小学校東	13:00
旧中郷小学校	13:00
斉藤里内	13:30
斉藤場上田	13:30
西方浮貝	13:00
過足	12:30
三春駅　磐越東線 （郡山・いわき方面 13：31 分三春駅着）	13:30

問 住民生活係
☎ 0247―61―2850

祝金の受給資格

受給資格対象者

（平成24年9月15日現在）

・75歳以上85歳未満　5，000円

・85歳以上　8，000円

＊ただし、平成23年9月16日から平成24年9月15日までに転入・転出された方は該当しません。（1年以上、村の区域に住所を有する方が対象となります。）

「全国一斉！法務局休日相談所」

法務局で取り扱っている登記・戸籍・国籍・供託・人権擁護及び筆界特定などの各業務について、法務局職員・司法書士・土地家屋調査士・公証人・人権擁護委員が休日相談を次のとおり開設します。

日時　9月23日（日）
午前10時～午後3時まで

場所　福島駅前「中合デパート」
福島地方法務局相馬支局
郡山駅前「ビッグアイ」
福島地方法務局白河支局
福島地方法務局若松支局
いわき駅前「ラトブ」

内容　不動産・商業登記の手続、土地の境界問題（含む筆界特定）、遺産相続、地代・家賃等の供託、戸籍・国籍、夫婦・家庭内の問題、成年後見、公証に関すること、お年寄り・子どもの虐待、いじめ・体罰問題、セクシュアル・ハラスメント、障害者の差別問題、風評被害による人権問題などについて

※秘密は厳守します。

問 福島地方法務局総務課
☎ 024―534―1941

全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間の実施について

法務省人権擁護局と全国人権擁護委員連合会は、9月10日（月）から9月16日（日）までの7日間、全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間として、身体的・心理的虐待や差別、いやがらせなど高齢者・障害者の抱える人権問題について、電話相談を実施します。

相談は、人権擁護委員及び法務局職員が応じます。

秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

なお、強化週間の期間以外の日（土・日・祝日を除く）においても、午前8時30分から午後5時15分まで、相談に応じていますので、ご利用ください。

期間　9月10日（月）～9月16日（日）までの7日間

時間　午前8時30分～午後7時まで
（9月15日（土）・16日（日）は、午前10時～午後5時まで）

相談電話番号
0570―003―110

問 福島地方法務局人権擁護課
☎ 024―534―1994

地域振興課

葛尾村鳥獣被害対策実施隊から報告します

葛尾村鳥獣被害対策実施隊は、5月13日より村内の有害鳥獣を捕獲しています。

村内における捕獲は次のとおりです。

【イノシシ】

前回報告頭数 （平成24年5月13日～7月6日）	31頭
今回報告頭数 （平成24年8月8日まで）	7頭
合計	38頭

食品放射性物質簡易検査測定結果について

葛尾村村民会館で実施している食品放射性物質簡易検査の測定の結果は次のとおりです。

【測定年月日：8月1日～8月8日】

（単位：Bq/kg）

品名	測定件数	検出件数	基準値超件数（100Bq/Kg 以上）	セシウム（134+137）の合計値	
				最小値	最大値
スモモ	1	0	0	0	0
ブルーベリー	2	2	1	58	228
野いちご	2	1	1	0	204
モモ	1	1	0	21	21

※この測定結果は、持ち込まれた農作物等をそのまま簡易分析した結果であり、参考値です。村内で採れた食物の摂取は控えてください。

※一般食品中の放射性セシウムの基準値は100ベクレル／kgです。

※飲料水については、これまでに検査室に持ち込んで頂いたものでセシウムが検出されたものはありません。

【食品中の放射性セシウムの基準値】

食品群	基準値（ベクレル / kg）
飲料水	10
牛乳	50
一般食品	100
乳児用食品	50

問 地域づくり推進係
☎ 0247 － 61 － 2850

浪江消防署からのお知らせ

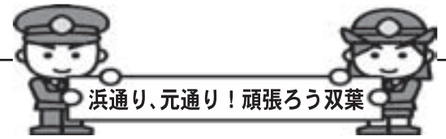

平成24年度全国統一防火標語

消すまでは　出ない行かない　離れない

仮設住宅ふれあい巡回訪問を実施いたします！

昨年も実施しました、仮設住宅の全戸巡回訪問を９月18日（火）から行います。

避難されている住民の皆さんと接する数少ない機会となりますので、話を聞かせてください。

また、平成２４年５月７日から７月２２日まで仮設住宅にお住まいの一人暮らし高齢者の訪問を実施しました。浪江消防署管内の４２２名を対象にお体の状態や意見等をお聞きし、暑い季節に向けての熱中症予防法についてもお話をしました。

今後も、継続して訪問を実施予定ですので伺った際には、よろしくお願いいたします。

巡回訪問のようす

問い合わせ先

（浪江消防署は川内出張所で業務をしています）

浪江消防署　富岡消防署川内出張所　　☎　０２４０－３８－２１１９

平成２４年度　自衛官等募集案内

平成２４年度各種学生の採用試験を次のとおり行います。

募集種目		募集人員	資格	受付期間（締切日必着）	試験期日	合格発表
陸上自衛官（看護）		参考(23年度)約 ５名※	看護師免許を有し、保健師・助産師免許を有する者(見込含)で36歳未満の者	９月３日～10月１日	平成24年11月17日	平成25年1月9日
看護学生		参考(23年度)陸 約70名※	高卒(見込含)24歳未満の者	９月３日～10月１日	１次10月20日 ２次11月17・18日	１次　11月２日 最終　平成25年１月９日
防衛大学校学生	推薦	人文・社会科学専攻約 20名 (うち女子約５名) 理工学専攻約 80名 (うち女子約５名)	高卒(見込含)21歳未満の、成績優秀かつ生徒会活動等に顕著な実績を納め、学校長が推薦できる者	９月３日～９月５日	9月29・30日	平成24年11月8日
	総合選抜	約 40名 (うち女子若干名) 人文・社会科学専攻及び理工学専攻合わせて	高卒(見込含)21歳未満の者 (自衛官は23歳未満)	９月３日～９月５日	１次　９月29日 ２次　10月20・21日	１次　10月12日 最終　11月８日
	一般 (前期)	人文・社会科学専攻約 65名 (うち女子約15名) 理工学専攻約235名 (うち女子約15名)	高卒(見込含)21歳未満の者 (自衛官は23歳未満)	９月３日～10月１日	１次　11月10・11日 ２次　12月11～15日	１次　11月30日 最終　平成25年１月22日
防衛医科大学校学生		参考(23年度)約 85名※１	高卒(見込含)21歳未満の者	９月３日～10月１日	１次　10月27・28日 ２次　12月５～７日	１次　11月27日 最終　平成25年２月８日

※平成 24 年度の募集人員につきましては、決定次第、自衛官募集ホームページ等でお知らせします。

問い合わせ先

自衛隊福島地方協力本部　相双地域事務所

〒975-0033　南相馬市原町区高見町１丁目１４２－２

電話・ＦＡＸ　０２４４－２３－４７１２

ホームページ　http://www.mod.go.jp/gsdf/jieikanbosyu/

KSC
かつらおスポーツクラブ
楽・健・交

かつらおスポーツクラブの夏のイベントが８月１９日、三春町斉藤地区の中妻体育館で行われ、かつらおスポーツクラブ・クラブリンクジャパン（全国のスポーツクラブ団体）・広域スポーツクラブ（福島県浜通りスポーツクラブ）の併せて約５０人が参加しました。

スポーツ交流会では、２チームに分かれ、フットサルやドッチボールをし、相互の交流を深めました。

お昼は、恒例の流しそうめんで、水で流れてくる冷たいそうめんを食べ、清涼感を味わいました。

みんなで食べる流しそうめんは格別でした！

ふるさと納税「がんばれ葛尾」応援寄付金

次の方々よりご寄付をいただきました。

◆お名前

松本　嘉範さま（埼玉県日高市）

寺山　一男さま（東京都大田区）

寄付金は、基金に積立て、有効に活用させていただきます。
ありがとうございました。
葛尾村では、ふるさと寄附金（ふるさと納税）を募集しています。
あなたの「ふるさと」を応援してください！

問　総務課　総務企画係　電話 0247-61-2860

戸籍の窓口（7月15日～8月14日届出分）

こんにちは赤ちゃん

子どもの名　渡辺　虹海（ななみ）ちゃん

誕　生　日　８／８

保　護　者　洋子

行　政　区　落　合

お悔やみ申し上げます

名　前	死亡日	年齢	行政区
鈴木サツ子	7/20	79 歳	岩　角

ご結婚おめでとうございます

新郎・新婦	届出日	出身地
白岩　忠友 会沢未奈子	７／２６	上野川 三春町
大澤　義伸 重信さゆり	８／１１	野　行 郡山市

保健だより

季節の変わり目は、体調管理にご注意を

９月上旬は残暑が厳しい時期ですが、下旬にもなると日が暮れるのも早くなり、夜の温度が下がります。

季節の変わり目の急激な温度の変化はストレスでもあり、体がついていけず、だるく疲れやすくなります。

適度に休息をとって、ときにはのんびり過ごす・趣味の時間をとるなど、気分転換を図りストレスをためないよう心がけましょう。

過食やアルコール類をとり過ぎる事は、体重の増加や急性アルコール中毒など、別の問題を引き起こす可能性があるため、気をつけましょう。

まだまだ残暑は厳しいので、体調など崩さないようご注意ください。

ネバネバ食品を食べましょう！

ネバネバ食品の効果・・・

ネバネバのある食品は、健康増進に役立ち、ネバネバ食材の素は「ムチン」と呼ばれる糖とたんぱく質が結合してできた多糖類です。

ムチンは体内で糖質の吸収を遅らせる効果があり、血糖値の急上昇を防いでくれます。

ごはんなどの炭水化物を先に食べると、血糖値が一気に上がりやすくなるので、野菜（食物繊維を先に食べると、腸での糖の吸収がゆっくりになり、血糖値の上昇もゆるやかになります）やネバネバ食品を先に食べるようにしましょう！

※糖尿病など、通院中の方は専門医と相談してください。

また、血液をさらさらにする薬を服用されている方は、納豆が食べられない場合があるので注意しましょう！

ネバネバ食品の代表

- イモ類……ヤマイモ、サトイモ
- 野菜類……オクラ、モロヘイヤ、アシタバ、ツルムラサキ
- 海藻類……コンブ、ワカメ、メカブ
- きのこ類…なめこ
- 加工食品…納豆

あそびの教室に参加しませんか

８月１０日、中妻地区公民館であそびの教室を開催しました。

こころのケアセンターの保育士・心理士の皆さんが中心となって、広い室内での親子遊びやおもちゃ遊び、母親のための心理相談を行いました。

母親の心理相談では、子育ての悩みや気分転換の方法についてお母さん方や心理士さんよりアドバイスをもらったり情報交換をしました。

避難先の地域の子育て情報があまりない・・・・・と悩んでいるお母さんやお父さん、ぜひご参加ください！

皆さまの参加をお待ちしております。

次回開催は、

日　時　９月２１日（金）　午前９時３０分～11時３０分
場　所　三春町中妻地区公民館（中妻仮設団地となり）
対象児　満１～３歳
持ち物　水分補給のための飲み物
参加費　無　料

※参加される方は、事前にお申し込みをしてください。

問　住民生活課　健康福祉係　☎　０２４７－６１－２８５０

社協だより

社協の活動や、みなさんが利用できるサービスなど、さまざまな情報をお知らせします

スポーツでいきいき

グラウンドゴルフ大会

8月3日、旧中郷小仮設団地運動場で葛尾村老人クラブ連合会主催と葛尾村グラウンドゴルフ協会共催による、グラウンドゴルフ大会が開催されました。

49名が参加し、白熱したプレーが繰り広げられました。

結果は次のとおりです。

【男子】
1位　菅野晃明さん（下葛尾）
2位　神谷謙作さん（大笹）
3位　大友敏弘さん（落合）

【女子】
1位 松本和子さん（大放）
2位 吉田清子さん（大放）
3位 松本マスイさん（大放）

福島県共同募金会から「住民支え合い活動助成」のご案内

赤い羽根共同募金

助成対象団体

福島県で住民助け合い活動を行っている県在住者5名以上のグループ。

※暴力団員等が構成員に含まれていないこと。

※企業・政治活動を持つ団体・宗教の勧誘を行う団体を除く

助成対象活動

平成24年度に被災者に対し実施する助け合い活動

助成金額

1団体につき、1回10万円の応募を上限とし、2回を限度とする。

その他

仮設自治会・子供会・スポーツ少年団も対象活動と認められると助成対象となります。

詳しくは　葛尾村社会福祉協議会までお問い合わせください。

問　☎0247―62―8687

すこやか体操教室　9月

村の介護予防事業の一環として開催します。

開催日	時　間	会　場	お住まいの団地
9月6日(木)	午後2時～	鷹巣仮設集会所	鷹　巣
10日(月)	〃	狐田仮設集会所	狐田　過　足
20日(木)	〃	里内仮設集会所	里内　中妻　場上田
24日(月)	〃	中郷仮設集会所	中郷　中郷東
27日(木)	〃	中妻仮設集会所	中　妻

●**内容**・・・血圧測定、体操、健康相談など

●鷹巣・西方・過足・中妻・場上田の方は送迎を行いますので、当日午前１０時までご連絡ください。

サロン DE 笑ってみっ会

気軽に集い、みんなで笑って楽しみましょう。お誘い合わせの上、ご参加ください。

月　日	時　間	場　所
9月４日(火)	午前10時～	中妻仮設集会所
６日(木)	〃	鷹巣仮設集会所
14日(金)	午後３時～	場上田仮設集会所
19日(水)	〃	西方仮設集会所
26日(水)	午前10時～	過足仮設集会所

問　葛尾村社会福祉協議会三春事務所
〒963-7713 三春町大字柴原字柴原 80-1　TEL　0247-62-8687　FAX　0247-61-1022

葛尾村未来を担う中高生海外研修

＝ニュージーランド＝

将来、葛尾村をはじめ、国際的にも様々な分野で活躍できる人材を育成する目的で村教育委員会主催により7月31日から8月8日の日程でニュージーランド研修を実施しました。

中学3年生5名、高等学校等1年生5名の計10名が参加し、教育委員会から教育長、葛尾中学校から佐藤教頭、阿部教諭が引率しました。

ニュージーランド研修は、主にニュージーランドの北島を中心に実施され、英語の研修と日本と異なる生活習慣や文化にふれ、日本や葛尾村をあらためて考え直すきっかけとなりました。

今回の研修の発表会を、9月8日（土）、貝山集会所で行う予定です。

初日に訪れた、オークランド市内が一望に見渡せる「マウントイーデン」という小高い山頂で

４つの家庭に２名～３名に分かれ、ホームステイしました。

はじめはなかなか英語がうまく使えませんでしたが、身振りも入れ、ファミリーとコミュニケーションをとりました。

ニュージーランドは農業国です。

羊や牛・馬・鹿等の牧場が至るところにありました。

羊の毛刈りショーの会場で羊と遊びました。

婦人会交流会

（三春町婦人会・葛尾村婦人会）

大震災後、婦人会の活動ができない状況にありましたが、7月29日、三春町婦人会（会長金子礼子さん）の皆さんのご好意により、田村地方婦人の集い（三春町婦人会・小野町婦人会）に参加しました。

三春町長、教育長さんから「今の状況から逃げないで、婦人会の皆さんが地域を明るく元気にしてください」とのお言葉をいただいた後、葛尾村婦人会会長の松本しげ子さん（落合）が、お礼の言葉と共に震災前の婦人会活動、震災時の会員の行動、避難生活の現状等を伝えました。

会長の松本しげ子さん

研修会では「５０代からのパワーカラー」・健康を保つ「初心者のヨーガ」の講習を受け、久々にお腹の底から笑い、心の健康ケアで絆を深め合いました。

今後は、バザーの協力や三春町文化祭での作品展示、余興を交えた交流会を予定しています。

ふるさとを思いながら…

仮設で盆踊り

葛尾村から離れて2回目の夏を迎えました。

昨年、開催することが出来なかった『夏祭り・盆踊り』が避難先の三春町の貝山・中郷地区で行われました。

浴衣を着た大勢の人と、久しぶりの祭りを楽しむ村民の笑顔が夏の夜を華やかに彩りました。

8月12日

ふるさとかつらお夏祭り
貝山仮設

祭りでは、笛や太鼓によるお囃子（はやし）の音色に合わせ、色鮮やかな浴衣姿の村民が盆踊りを盛り上げました。

この浴衣は、三春町の芥川賞作家の玄侑宗久さん（福聚寺住職）の奥様、石田智子さんの呼びかけで、東京や京都の繊維業者などから贈られたものです。

また、浴衣と一緒に生地も寄付していただき、狐田団地のお母さん達やパッチワーク教室のみなさんが、美しい帯に縫い上げました。

浴衣は、村で大切に管理し、祭りの際に住民に貸し出します。

8月15日

中郷絆づくり盆踊り大会
中郷・中郷東仮設

中郷地区では、祭りの前に、東日本大震災の犠牲者や避難生活中に亡くなられた方の慰霊祭がしめやかに執り行われました。

葛尾の子ども達へ

日赤がバス2台贈呈

日赤より、スクールバス2台（大型42人乗り・中型29人乗り各1台）が寄贈され、8月9日、贈呈式が三春の里事務所で行われました。

避難をしている村の子どもにとって、移動手段が増えたことは非常にありがたく、贈呈式での子どもたちの笑顔が印象的でした。

バスにはAED（自動体外式除細動器）が搭載されており、運転手、添乗員、支え合いセンターの職員を対象にAED講習会が福島赤十字病院から講師を派遣していただき開催されました。

全世界からの支援に感謝し、有効に活用させていただきます。

ラビスパ裏磐梯で水泳教室

かつらお「子ども絆交流体験活動」

8月12日、ラビスパ裏磐梯（北塩原村）で、葛尾村の児童および保護者等総勢84名が集い、かつらお「子ども絆交流体験活動」が行われました。

水泳では、各学年に分かれ、葛尾小学校の先生方からレベルにあった水泳指導を受けました。

また、3年生以上は、ウォータースライダーでスピードとスリルを味わい、参加者は楽しい一日を過ごしました。

次回の体験活動は、12月に磐梯熱海で行われます。

交流を深めました

第４０回　夏季親善野球大会

恒例となった夏季親善野球大会が、今年も8月14日、三春町営グラウンドで行われました。

村の木・花・鳥にちなんでアカマツ、ツツジ、キジの3チームに分かれてプレーボール。

雨が降るあいにくの空模様の中で開会式が行われましたが、徐々に雨もあがり晴れ間がのぞく中、選手達の一生懸命プレーする姿に、応援にかけつけた家族や友人たちは熱い声援を送っていました。

熱戦の結果は、優勝「ツツジチーム」、準優勝「キジチーム」でした。

かき氷で、暑さを吹き飛ばそう！

慈雲寺さんより提供

8月2日、宮城県塩竈市の慈雲寺の住職さんより、貝山集会所で、かき氷の提供がありました。

子ども達は、体の中からひんやりするかき氷を食べ、夏休みの楽しい思い出をひとつ増やしたようでした。

仮設で初講習「歩行環境シミュレータ」

交通安全講習会

8月8日、9日の両日、斉藤里内仮設集会所と中妻体育館で、県内初めてのコンピューターグラフィックス（CG）を使った「歩行環境シミュレータ」の交通安全講習会が行われました。

県警本部と田村署の皆さんによる、交通安全のお話しの後、スクリーンに実際の道路を横断しているかのような環境を再現し、参加者は、足踏みをして道路を渡る歩行体験をしました。

道路を渡る時は、止まって左右の安全確認をし、車が通りすぎるまで待ち、必ず横断歩道を渡りましょう！

『渡れそう　今なら行けるは　もう危険』

大豊作に大満足

じゃがいも収穫

中妻仮設団地の下枝初恵さん（夏湯）たちが、仮設近くの影山宏さんの畑で栽培してきたじゃがいもの収穫を行いました。

栽培には、放射線を吸着させる効果が高いと言われる「ゼオライト」も散布し、検査の結果、放射性物質は不検出とのことで安心して作業を開始し、じゃがいもの品種「キタアカリ」のほか4種類を収穫しました。

約10アールの畑から2トン近い収穫に皆びっくりし、「こんなに大きくてたくさん採れたことはなかった。いもの肌がとてもきれいでおいしそう」と大豊作に喜びの声を上げていました。

人形劇やマジックショーを楽しむ

生き生き学習講座

貝山集会所において生き生き学習講座が行われました。

東京都中野区の幼稚園の先生方で構成される人形劇団「ザ・ほっぴい」の皆さんの迫力ある人形劇やマジックショーに、笑いや驚きの声が会場から沸き上がっていました。

今月の行事

2012 **9** September

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	4	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

2日　大正琴（社協）
5日　寿学級
　　パッチワーク教室（貝山）
8日　民謡舞踊教室（社協）
12日　パッチワーク教室（貝）
13日　敬老会（三体）
15日　市町村対抗
　　福島県軟式野球大会
　　（県営あづま球場）
16日　大正琴（社協）
19日　パッチワーク教室（貝）
23日　公民館まつり（中体）
26日　パッチワーク教室（貝）
29日　わんぱく教室（中体）

場　所	略
貝山仮設集会所	貝
過足仮設集会所	過
狐田仮設集会所	狐
斉藤場上田集会所	場
旧中郷小学校仮設集会所	旧
西方浮貝集会所	西
斉藤里内仮設集会所	里
中妻集会所	中
鷹巣瀬山集会所	鷹
中妻体育館	中体
旧中郷小学校東集会所	東
中妻公民館	中公
社会福祉協議会	社協
三春町体育館	三体

休日のお医者さん（田村地区）

診療時間　午前９時～午後６時

９月２日	橋本医院	小野町	☎ 0247-72-3711
９日	都路診療所	田村市都路町	☎ 0247-75-2003
16日	三春病院	三春町	☎ 0247-62-3131
17日	かとうの内科クリニック	田村市船引町	☎ 0247-81-1388
22日	公立小野町地方綜合病院	小野町	☎ 0247-72-3181
23日	東部台こどもクリニック	田村市船引町	☎ 0247-81-2580
30日	雷クリニック	三春町	☎ 0247-62-6333

※受診の際は、健康保険証を持参してください
福島医師会　http://www.fukushima.med.or.jp/
田村医師会　http://www1.tma.or.jp/

仮設住宅団地の放射線量

簡易測定器により測定（平成24年8月17日）

団地名	測定時刻・地上高別線量（単位：μsv/h）		
	時刻	地上1cm	地上1m
貝山団地	9:07	0.11	0.12
旧中郷小学校団地	9:23	0.14	0.17
狐田団地	9:42	0.13	0.14
中妻分館前団地	10:39	0.22	0.27
過足団地	9:34	0.19	0.21
斉藤里内団地	10:05	0.12	0.13
斉藤場上田団地	9:58	0.15	0.17
鷹巣瀬山団地	10:56	0.19	0.16
西方浮貝団地	10:47	0.20	0.19

葛尾村の避難状況について

平成 24 年 8 月 15 日現在（外国人含む）

県内避難者	仮設住宅	829
	借上住宅	514
	親類宅等	77
	計	1,420
県外避難者		100
計		1,520

避難先をお知らせください

避難先住所の届出をされていない方や避難先を移動された方は、電話等により避難先を住民生活課までご連絡ください。
☎　０２４７－６１－２８５０

葛尾村三春出張所連絡先

■三春の里事務所
［総務課（税務財政係を除く）・議会事務局・教育委員会・公民館］
〒 963-7722
福島県田村郡三春町大字西方字石畑 270-1
☎　**0247-61-2860**（代表）
FAX　**0247-62-3966**

■貝山事務所
［住民生活課・地域振興課・税務財政係・出納室・農業委員会］
〒 963-7719
福島県田村郡三春町大字貝山字井堀田 287-1
☎　**0247-61-2850**（代表）
FAX　**0247-62-0282**

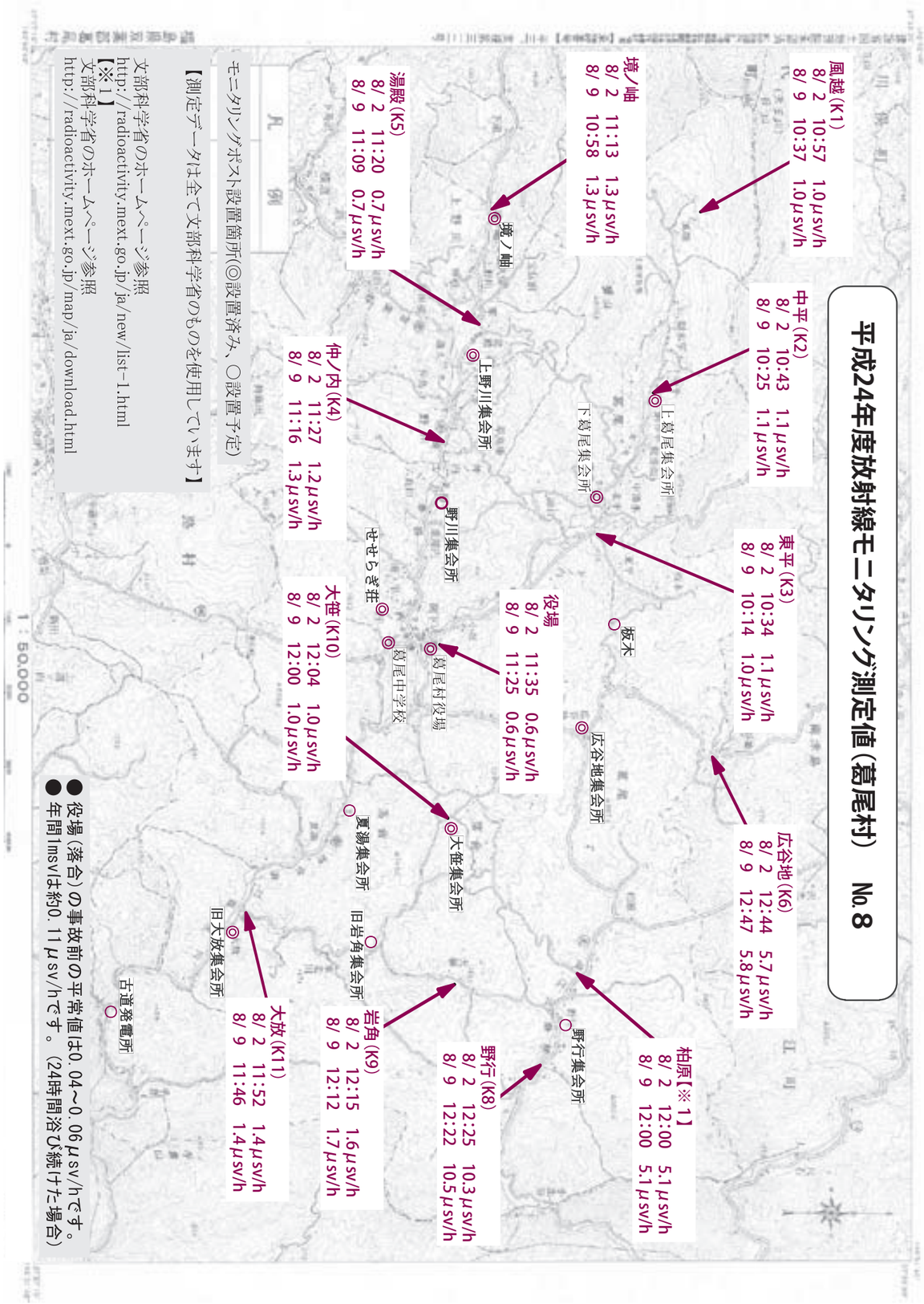

折り紙を楽しむ

貝山仮設集会所

VOL.4

かつらお なまで ながる みらいの えがお

このコーナーは、仮設住宅や仮設店舗、支え合いセンターの話題や避難されている皆さんのコーナーで、離れているひとりひとりの思いがつながり、笑顔が絶えないよう“かつらお”の文字をとり「なかまで つながる みらいの えがお」としました。
多くの皆さんの元気な笑顔を届けたいと思います。

貝山仮設団地では、週２回、折り紙の作品づくりを楽しんでいます。
大きさの違う色とりどりのくす玉作りから始まり、今ではビーズ飾りのついた華やかなお人形を作っています。
出来上がった作品は、離れて暮らす娘さんや息子さん、お孫さん達にプレゼントをして喜ばれています。
これからも、色々な物を作ってみようとはりきっています。

ふるさとの葛尾に戻れるまで、みんなで一緒にいろんな事に挑戦し、楽しく笑顔で過ごしていきたいと思います。

折り紙の作品は、集会所に飾ってありますので、是非見に来てください。
また、仮設集会所で一緒に楽しく製作できるものがあればご紹介ください。

村のようす

夏の終わりに、下葛尾地区でアゲハチョウがひらひらと舞うのを見かけました。
一心に花の蜜を吸っていたチョウの姿が心に残りました。

人の動き

平成24年8月1日現在
（外国人含む）

●男　性	800	人	（－　1）
●女　性	718	人	（－　1）
●合　計	1,518	人	（－　2）
●世帯数	471	世帯	（－　1）

公式ホームページ　http://www.katsurao.org/
メールマガジン登録　http://katsurao.inf-gov02.jp/regist.html
広報担当電子メール　hp@vill.katsurao.lg.jp

皆さまからの情報や意見のご提供をお待ちしております。
（メール）hp@vill.katsurao.lg.jp
☎ 0247-61-2850・0247-61-2860

葛尾村ホームページ（携帯用）はこちら→

葛尾村メールマガジンの登録はこちら　→